

議 事 録

会議の名称	令和4年度登米市農業委員会第7回総会			
開催日時	令和4年10月25日（火） 午後1時30分 開会 午後2時58分閉会			
開催場所	中田庁舎3階 旧議場			
議長の名氏	高橋 清範 会長			
出席者 （委員） の氏名	1番 岩 淵 勉 2番 佐々木 まき子 3番 櫻 井 利 光 4番 菅 原 浩 之 5番 田 島 幹 雄 6番 阿 部 晃 徳 7番 柴 崎 専 一 8番 佐 藤 瑛 彦 9番 鈴 木 巖 10番 佐 藤 幸 治 11番 松 野 秀 郎 12番 阿 部 静 男 13番 鈴 木 泰 子 14番 浅 野 和 宏 15番 五十嵐 幸 喜 16番 尾 張 勝 二 17番 芳 村 忠 市 18番 三 塚 芳 毅 19番 芳 賀 秀 二 20番 小野寺 義 幸 21番 佐 藤 久 順 22番 上 野 栄 公 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範 （ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）			
事務局職員 職 氏 名	説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 小泉 一誠、局長補佐 長谷 勝 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主幹 佐藤 聡、主査 千葉 貴行、主事 安保 智 産業経済部産業総務課 課長補佐 菊地 武、主幹兼産業総務係長 千葉 竜二 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美			
議 題	報告第24号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第25号 使用貸借権の合意解約について 報告第26号 農地の現状変更届出について 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第50号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第51号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について			
会議結果	議案第46号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第47号 許可相当との意見を付すこととした。			

会 議 結 果	議案第 48 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 49 号 原案のとおり決定した。 議案第 50 号 原案のとおり決定した。 議案第 51 号 異議ないが、進行番号 1 番、2 番、6 番及び 8 番について、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導されたいとの意見を付し市長に提出することに決定した。
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	令和 4 年度登米市農業委員会第 7 回総会資料 ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 登米農業振興地域整備計画変更計画書(変更理由書) ・ 諸般の報告
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、9 番 鈴木 巖委員、10 番 佐藤 幸治 委員を指名します。
議長	日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間と決定しました。
議長	日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、議案第 51 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」を議題とします。 事務局並びに産業経済部から説明を求めます。 はじめに、事務局から説明願います。

議長	《事務局説明》 次に、産業経済部から説明願います。 《産業経済部説明》
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 はじめに、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。
議長	17番 芳村 忠市 委員。
17番委員	登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和4年10月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 はじめに、用途変更ですが、進行番号2番、3番については、事務局説明のとおりです。 これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。 しかし、進行番号2番については、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。 次に除外ですが、進行番号8番については、事務局説明のとおりです。 この申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。 また、基盤整備事業については、工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。 しかし、申請地は、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導することを付すべきと思われます。 以上のとおり報告します。 令和4年10月25日 現地調査委員 14番 浅野 和宏 委員 18番 三塚 芳毅 委員

	17 番 芳村 忠市 委員
議長	次に、第 2 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
5 番委員	5 番 田島 幹雄 委員。 登米市農業委員会第 2 分科会に係る現地確認調査は、令和 4 年 10 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 はじめに、用途変更ですが、進行番号 1 番については、事務局説明のとおりです。 この申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。 しかし、申請地は、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。 次に除外ですが、進行番号 4 番、6 番、7 番については、事務局説明のとおりです。 これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。 また、基盤整備事業については未実施であり、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。 しかし、進行番号 6 番については、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。 以上のとおり報告します。 令和 4 年 10 月 25 日 現地調査委員 4 番 菅原 浩之 委員 9 番 鈴木 巖 委員 5 番 田島 幹雄 委員
議長	調査報告が終わりました。
議長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
12 番委員	議案というか、資料のほうですね、55 ページなんですけど。55 ページ関連で

	69 ページに打合せ経緯というのが添付されておりますね、令和4年9月20日付けのなんですけれども。 差押解除についての打合せ経過、ということになってますけれども、私思うんですけれども、今まで農業委員会の申請書類とか農振等に関してはですね、いわゆる問題点をクリアしたならば申請するのが基本だと私は今まで思ってきました。このように、途中経過を、まだ、ま、何て言うんだらうね、クリアされていない、いわゆる今回の農振除外がなった時点で正式に金融機関に対し、融資申し込みを行うというようにありますけれども、今回の農業委員会の意見あるいは産業経済部での審査があるかどうか分かりませんが、そういうので色々クレームが付いたら、この融資も何も行われなくなるわけですね。 いわゆる審査とか審議とかっていうものは、形骸化しているのではないですかね。と言うことは、もう、何て言うんだらう、決定されたものだということになってしまって、本来のこういう委員会とか何かというのは、何も意味をなさないのでは私は思うんです。 農業委員会の書類なんか見ても、いわゆる資金計画とか何かと言うときは、通帳のコピーまで添付させて申請させている訳ですよ。そういう中において、じゃあこの資金計画とか何かっていうのは、どれだけの信憑性があるのだから、その辺、私は疑問に思いました。 ま、そういうことで、これ1点、お願いしたいと思います。 2点目ですが、87 ページ関連で、104 ページに候補地比較検討表っていうのが載っています。提示されておりますけれども、候補地A、B、Cとあります。いわゆるこれは、開発業者とかデベロッパーの方が色々市内を検討して、ここが良いということで計画を出しているんだと思うんですけれども。この中でA、B、CのC候補なんですけれども、これは大型商業施設、イオンの脇に今から10数年前でしようけれども、ずっと盛土とか埋め立てとか、そういう状態になって、転作対象地になっている訳です。 いわゆるこれは過去において、農業委員会でも話題になった用地ですけども、ここでバツになっているのは、農振農用地区域だからバツになっているのであって、もしこれがですね、既に市において、あるいは産業経済部において計画がしっかりしていれば、この地域になっていたかもしれない訳ですよ。ということは、2年前に計画変更の希望、要望を産業経済部では取った訳ですよ。その際、なぜこういう所がですね、市全体の都市計画の中で調整されて、指定変更されなかったのかとか、その辺をお伺いしたいと思います。 この2点、お願いします。
産業経済部	1点目につきましては、差押解除関係の経過なんですけれども、こちらにつきましては、県のほうと色々確認をいたしまして、この書類で問題ないということで受付をさせていただきます。
産業経済部	2点目についてお答えいたします。 2点目の104 ページの検討比較表に書いてある候補地C、図面では107 ページ

	なんです、この土地につきましては、令和2年度の農振の見直しの際、その時点ではまだ見直しの計画、本人から希望はありましたが、その見直しの時点では、希望のほう取り下げられまして、見直しの中では、ここについてはそのまま何も手を付けずにしておりました。その後、農振の見直しが終わってからなんです、ここのCの土地について、事業計画が持ち上がり、今年の6月の農業委員会のほうにかけさせていただいた土地になっております。 このエリアにつきましては、適切な計画があれば農振を認める地域ということで、農政審議会のほうでも協議した土地となっており、6月時点でこの土地については既に申請をしております。ただ、今回ここでCの土地はバツというふうになっていたんですが、この比較表を作った事業者の方は、ここの土地がもう出されているということは分からないで、ここを比較検討表に入れてきたものだと思います。 以上です。
12 番委員	1 番目なんですけれども、いわゆる県と協議して問題が無いということだそうなんですけれども、例えばですよ、県と協議されてたけども、こんな大きなプロジェクトだから、県と協議したんでしょうけれども、もしされなかった場合、こういう途中の似たような経緯、経過を表した書類を添付すれば、それは県のほうで承認するというか、認めるということになるんですか。 これ、県は認めるから、まず市のほうの農業委員会あるいは産業経済部のほうの意見を付けろや、と。そういう意見、方針なんですかね、この件は。 あともう1点なんですけど、2点目ですけども、6月に終わっている、うん、確かにその通りなんですけど、ここにバツが付いてますけれども、なぜ申請された、受理された段階で、ここはこうなんですよ、ということを一言言えなかったのかどうかですよ。 ま、申請者から出されれば、その文書は全ていいもんだということで、産業経済部のほうでは受理するんですかね。いわゆる書類の修正とか何かというのはないんですかね。その辺はどうなのでしょう。
産業経済部	農振の除外の書類の関係なんですけれども、除外の段階では融資の証明書とかですね、差押になってないかっていうところまではですね、添付の書類の要件にはなっていないところでして、それで県のほうとご相談させていただきまして、受付させていただいたというところでございます。
産業経済部	2 問目の分についてなんです、このCの土地について、書類を受け付ける段階で、この比較検討表のほう、修正できなかったかということについてなんです、申請していただいた場合なんです、こちらのほうでも一通り書類のほう、チェックさせていただきまして、書類に不足がないか、不備がないか、そういう点についてチェックさせていただいております。 で、この比較検討表についてなんです、Cの土地について、既に計画が出ている土地でしたが、この事業者のほうでこの土地についても比較表に入れてきた

	のですが、比較検討表のほうも必ず何カ所以上、比較検討に入れなければならないというふうな部分ありませんし、今回、この土地についても、この事業所のほうで比較検討表に入れてきたものですから、こちらのほうで、この土地を比較してくださいとかつていうふうに指示出来ませんので、業者の選定してきたものなので、この比較検討表、位置図については受理をいたしました。
12 番委員	説明は分かりました。 それではですね、これは私も大変良い前例を作っていただいたな、と思ってます。 1 番については、農振の除外申請等、変更等に関する書類については、いい前例を作っていただいたので、何も無理をしてですね、全てがクリアしてから書類申請をしなくとも良いということの表れだと思います。 産業経済部には、良い資料を提供していただきました。 以上でございます。
議長	産業経済部、今のお話に対して何かありますか。今後のこともありますので。どうですか。
産業経済部	今の債権の関係の書類についてなんですが、この案件以外にもこれまで抵当権の付いているものであったり、色々な相談がありました。その中で、この、例えば今回のやつであれば、農業委員会が通って、除外が認められて用途変更まで行けば、融資が受けられるとかいうようなものになっているんですが、その他でも例えば、家を建てるとき、お金を借りるとかつていう場合なんかについても、例えばなんですが、農振が終わって用途変更が終わって、それが全部整えばお金を借りるっていうふうになってますので、意味としてはそれと同じことで、全部土地のほうクリアされてから融資を受けるというふうな意味ですので、今回の添付した書類についても全部クリア出来た段階で融資が受けられる、もし、それがダメであれば、融資が受けられないということです。通常何か事業やる場合でも、最初からお金を借りる方はいないと思うんですよ。全部決まってからお金を借りるようになると思いますので、それと同じことということで、今回もまず農振、後は農業委員会のほうをクリアすることが前提のこの書類というふうになります。 その辺についてはご理解いただきたいと思います。
12 番委員	分かりました。
18 番委員	今まで私たちの認識としては、金融機関の通帳の写しなり、融資の証明書なりをいただいて、それを添付してっていうことで、審査、ここの議案に載ったわけですけども。ということは、今のお話受けるっていうことは、ここの許可を受けてから融資の申し込みっていう形でもよろしいっていう理解になりますよね。それでよろしいんですか。

産業経済部	この許可を受けてから融資っていう訳ではなくて、最初に融資の申し込みをして、融資の申し込みのほう、最初に相談なり金融機関のほうにされていると思いますので、最終的に決定になるのが、許可下りてから実際に事業が動き出してからっていうふうになると理解しておりました。
18 番委員	私たちはあくまでも通帳の写しなり何なり、お金がありますよっていう証明の中で、一応、私たちは議案を受け付けてたと理解していたんですけども、じゃあ、ちょっと今までのあれとはちょっと違うということで理解してよろしいんでしょうかね。
産業経済部	産業経済部的には、融資が必ず除外の条件という訳ではなくて、あとその後の手続きで農業委員会のほうでは、除外のほうまで必要だというような、除外の際に資金計画もきちんとしていなければならない。当然、農振除外する際は、除外されることが要件、除外される見込みのあるものについて受付しておりますので。そこら辺の解釈、改めて確認させていただいて、後で事務局のほうを通じて報告させていただきます。
18 番委員	そうすると、なんか農業委員会の認識とちょっと違うようなので、ぜひその辺、すりあわせていただいて、回答をお待ちしたいと思います。 よろしくお願いします。
産業経済部	では、その辺の回答について、きちんと整理して報告させていただきます。
3 番委員	この場で審議を求めるものでは無いんですけども、過去に私も金融機関の方から、農業委員さんということで、ご相談を受けたことがありました。 これも農地転用をして、居宅を建設する場合に、金融機関の許可が農地転用の許可がなければ融資を実行できません、ということで、金融機関のほうから話があつて、ただ、農業委員会のほうに農地転用の法に話を持っていくと、融資の実行がなければ農地転用が認められないということで、鶏が先か卵が先かで両者ともその許可、そっちが先、そっちが先に許可を出せということで言われて困ってしまうんだということで、一応、相談を受けたことがありました。 その時は多分、担当の方がどちらかに説明して、こういう今、順番でおそらく実行できるからということで、どちらかが先ということで行ったと思うんですけども。実際多分、今回の件に限らず、融資の実行であるとか、抵当権設定の場合、どちらかが先とというのは両機関、そちらが先にしてくださいということで求めているようで、私も実際相談受けたことはございました。 以上です。
議長	ただ今の件について、産経部、何かありますか。今の委員さんのお話の中で。

産業経済部	今の櫻井委員からお話あったとおり、融資が先か許可が先か、というふうなお話については、こちらでも抵当権の話の相談を受けた際に、農振の除外がされるのであれば抵当権のほうは除外のほう出来る。その後の取り引き出来ますので出来る。ただし、逆に農業委員会サイドからは、土地のほうがきちんと整理できてなければ除外できない、抵当権の整理をするほうが先だ、とうふうにして、どっちが先なんだということは、これまでもありました。 また、私、先ほど家建てるときの資金の関係についてもお話したんですが、実際に家建てる時、申し込みはするんですけど、許可が出て、計画が確実にってから融資が実行される。それで契約が成立するというふうなパターンもありますし、農業委員会サイドのほうからは、お金をちゃんと見せないとい計画できないというふうな話がありますので、櫻井委員さんから言われたことは、ホントにどっちも本当のことですので、その辺、一度整理させていただきたいと思います。
議長	今、3人の方からご意見ありましたので、産経部の事務局さん、今おっしゃったように、ちょっとこの辺、答弁もあやふやといえ失礼ですけども、その辺良くまとめて、今後もありますから似たようなケースが。そこちょっと整理してもらってもよろしいですか。
議長	関連して皆さんから何かございますか。 さらに質問、ございますか。よろしいですか。 無いようですので、これで質疑を終わります。
5 番委員	産業経済部の回答待ちしないと、議決出来ないのでは。回答まだ保留だから。
産業経済部	すぐ確認します。
議長	では、休憩します。 《 休 憩 》
議長	再開いたします。 では、産業経済部の事務局から説明願います。
産業経済部	資金の関係、どちらが先かというお話だったんですけど、どちらのほう、今、県のほうに確認いたしました。 県のほうに確認したとこと、農振の除外については資金計画は特に関係ないというのがあります。 ただし、転用されることが、転用される見込みがあるということで、農振の除外いたしますので、農振関係ないから必ず資金計画なくてもいいという訳ではなくて、転用の際には資金計画、必ず必要になってきます。で、県にも確認したんですが、確実な裏付けがあれば、その時点で現金というか、口座にお金がなくて

	も問題ないというふうなことを今、確認してきました。 例えば、先ほども私お話ししたんですけど、家建てるときに、まず仮契約をして、その後に土地を買って、土地の転用なり除外して転用する。で、土地が用意されて確実にってから本契約をして家を建てる。で、その本契約になってから銀行から融資されるというふうになりますので、そういうふうなパターンもありますので、その転用する時点で必ず現金、もしくは通帳にお金がなくても問題ない。確実な仮契約なり、裏付けされたものがあればいいということでした。 で、今回の差押解除の経過についてなんですが、この農振の転用で用途変更が済めば、こちらのほう確実に手続きが出来るということで、これを担保というか、これを根拠に今回、資金計画が大丈夫だというようなことで、申請のほう受け付けておりました。 以上です。
議長	先程来、質問をされた方々、今の答弁ですが、どうですか。よろしいですか。納得いかないような雰囲気がありますけれども・・・。
18 番委員	では、もう 1 回。 裏付けっていうふうなこと、私、ちょっとどういうふうなことかよくちょっと理解出来ないんですけど。裏付けっていうことはどういうふうなことですか。
産業経済部	裏付けですが、例えば、この差押解除の打合せ経過なんですが、こういうふうな手続きが済めば、債権の支払い、仮押さえ登記の手続きを行うとかっていう、こういう書類であったり、後は、家建てる際にまず仮契約とか、申請申し込みとか、融資の申請申し込みとかすると思うんですが、そういうものが裏付けになるというふうに考えています。
議長	三塚委員さん、どうですか。
18 番委員	融資の申し込みでいいんですね。
産業経済部	融資の申し込みって、それだけではないんですけど、仮契約であったり、例えば、家購入する場合、その購入する方にもよるんですけど、借りる金融機関であったり、金融機関から借りる場合であったり、建売会社のローン契約であったり、色々あると思うんですが、その仮契約であったり、融資の申込書、そういうもので確実にこの土地に、例えばですけど除外して家を建てる、そういうふうなものが分かる書類があればいいというふうに考えております。
議長	よろしいですか。
18 番委員	はい。

議長	仮契約とか、仮という字が入っても構わないんですね。
産業経済部	はい。
議長	何かそれで大丈夫なようですけれども。今度、同じようなケースがあった際は裏付けについてしっかり確認していただいて、すんなりいくようにお願いしますね。 その他に質疑ございませんか。
11 番委員	当該土地には、登記簿謄本によると抵当権が設定されております。抵当権者の意見等も、何か私、見ても見えないような気がするんですけれども、抵当権者のその辺をどうなっているか、お知らせ願いたいと思います。
産業経済部	登記簿謄本見る限りですね、抵当権については全部下線が引かれていますので、現在、外れている状態だと思います。
議長	下線の分は外れているということだそうです。よろしいですか。
11 番委員	はい。あまり見ないので。
議長	他に質疑はありませんか。 《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第 51 号を採決します。 お諮りします。 本案は、異議なしと意見を決定するものの、進行番号 1 番、2 番、6 番、8 番については、既に利用状況が変更されていることから、その点を指導するよう付すことにしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 51 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」は、異議なしとして、市長に提出することに決定しました。
議長	ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

	《 休 憩 》
議長	再開いたします。
議長	日程第 5、報告第 24 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 24 号を終わります。
議長	日程第 6、報告第 25 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 25 号を終わります。
議長	日程第 7、報告第 26 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 26 号を終わります。
議長	日程第 8、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。 進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。 法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれま

	す。 第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。 第3号についても、信託ではないため適用はありません。 第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。 第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。 第6号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。 進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。 また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思います。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。
議長	進行番号1番について、23番 門馬 一郎 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号2番、3番について、9番 鈴木 巖 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号4番について、1番 岩淵 勉 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号6番について、4番 菅原 浩之 委員 《支障なしの声を確認》
議長	地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
1番委員	進行番号4番について、ちょっと確認なんですけど、私の所なんですけどね、

	取引きの売買が反当 100 万超えてますよね。ちょっとあの土地辺りで 100 万っていうのは、私の頭の中では考えられないんですよ。 なんかその辺、事務局つかんでますか。
事務局	金額につきましては、通常の金額よりも高いと思われますが、双方で話し合っ て金額決めていただいたところでございます。
1 番委員	ま、とやかくは言わないですけどね。でも何かありそうな気がして。 それ以上、追求はしないってことですな。
事務局	はい。
1 番委員	はい、分かりました。
議長	岩淵委員さん、よろしいですかね。
1 番委員	しょうがないですよ、あとと言いやうないものね。
議長	ちょっと高いですけどね、確かに。
議長	他に質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 46 号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申 請のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第 9、議案第 47 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の 決定について」、日程第 10、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に 対する意見の決定について」を一括議題とします。

議長	事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本議案に係る申請は、第4条申請が3件、第5条申請が9件です。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。
17番委員	17番 芳村 忠市 委員 農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから3ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に貸資材置場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられませんでした。 また、申請地の一部は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず、転用は妥当との意見で一致しました。 農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料10ページから12ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、既存施設の敷地面積の2分の1を超えずに拡張するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和4年10月25日 現地調査委員 14番 浅野 和宏 委員 18番 三塚 芳毅 委員 17番 芳村 忠市 委員
議長	次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。 5番、田島 幹男 委員

5 番委員	農地法第4条の進行番号2番については、別紙議案説明資料4ページから6ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地はアパートを新築する隣接地の駐車場等を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号3番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地を通作路として転用するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 農地法第5条の進行番号2番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に作業場・物置を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号3番、9番については、別紙議案説明資料16ページから18ページ、34ページから36ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号4番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に畜舎及びわら置場、駐車場等を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、農業用施設を設置するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、 また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号5番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農
-------	--

	地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号 6 番については、別紙議案説明資料 25 ページから 27 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に牛舎及び堆肥舎、パイプハウス並びにパドックを整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号 7 番、8 番については、別紙議案説明資料 28 ページから 30 ページ、31 ページから 33 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に農業用倉庫を設置するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 4 年 10 月 25 日 現地調査委員 4 番 菅原 浩之 委員 9 番 鈴木 巖 委員 5 番 田島 幹男 委員
議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第 47 号、議案第 48 号について、一括して質疑を行います。質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 47 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》

議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 47 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	次に、議案第 48 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	日程第 11、議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
議長	本案件については、利用権設定が 1 件、一括方式が 8 件となっております。
議長	事務局から説明を求めます。
議長	《事務局説明》 本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしのを確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 49 号を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》

議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定しました。
議長	日程第 12、議案第 50 号「農地利用状況調査に伴う非農地判断について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 この案件につきましては、令和 3 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地をさらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。 非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を送付し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第 50 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 50 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。
議長	以上で、本日の日程は、すべて終了しました。
議長	これで、令和 4 年度第 7 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和4年10月25日

議 長(会長)

高橋 清範

議事録署名人 9 番

鈴木 巖

議事録署名人 10 番

佐藤 幸治
